

樺太廳官制中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セ

ラレムコトヲ請フ

大正二年十二月六日

内閣總理大臣伯爵山本權兵衛

勅令第 號

樺太廳官制中左ノ通改正ス

第一條 樺太廳ニ左ノ職員ヲ置ク

長官

勅任

内務部長

奏任

拓殖部長

奏任

警察部長

奏任

理事官

專任七人

奏任

技師

專任五人

奏任

屬

内

閣

警部

專任百二人

判任

技手

通譯

警部補

判任

警部補ノ

定員ハ内務大臣ノ

認可ヲ經テ

樺太廳長官之ヲ

定ム

第二條 削除

第三條 削除

第五條 削除

第六條 削除

第七條 削除

第八條 削除

第十一條中「樺太守備隊司令官」ヲ「師團長

ニ改ム

第十四條第一項中「第一部長タル事務官

ヲ「官等ノ順序ニ從ヒ部長」ニ「第二項中「第

一部長タル事務官」ヲ「部長」ニ「事務官」ヲ「高

等官」ニ改ム

第十六條中「第一部」ヲ「内務部」ニ「第二部」ヲ

内閣

拓殖部」ニ「第三部」ヲ「警察部」ニ改ム

第十七條中「事務官」ヲ以テ之ニ充ツ」ヲ削

ル

第十九條 削除

第二十條 理事官ハ長官ノ命ヲ承ケ事

務ヲ分掌ス

第二十條ノニ 警察部長ハ警察事務ノ

執行ニ關シ「事急ナル場合」ニ於テ「支廳

長以下」ヲ指揮スルコトヲ得

第二十一條中「支廳長」ハ「下」ニ「理事官又

ハ屬ヲ以テ之ニ充ツヲ加フ

第二十二條 削除

第二十六條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技

術ヲ掌ル

第二十八條中「巡查」ヲ「警部補及巡查」ニ改

ム

第二十八條ノニ 技手ハ上官ノ指揮ヲ

承ケ技術ニ従事ス

第二十九條ノニ 警部補ハ上官ノ指揮ヲ

承ケ警察事務ニ従事シ部下ノ巡查ヲ

内 閣

指揮監督ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十三年勅令第百二十一號ハ之ヲ

廢止ス